

憲法を守る？ 憲法で守る？ 憲法が守る？

死刑から考える憲法

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

安倍首相が改憲に意欲的なことから、憲法記念日前後から、新聞などで盛んに憲法の問題が取り上げられています。護憲か、改憲か、という二者択一の前に、そもそも現在の憲法がどんなものだからよく理解されていないのではないかと懸念する声もありました。

死刑や司法制度の問題を念頭に、改めて憲法を読み返してみると、関係する条文がたくさんあることに驚きます。

☆☆☆

何かと議論になる第九条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）に続き、第一〇条から国民の権利及び義務が記されています。

第一〇条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第一一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

基本的人権として生命権＝生きる権利がすべての国民にあるというのですが、罪を犯した者は「非国民」ということになるのでしょうか。死刑囚の生命を奪うに値するほどの「公共の福祉」とは何でしょうか。

☆☆☆

憲法第三一条以下では、刑事司法について、ここまで、憲法に記す必要があるのか、と思えるほど細かく定めています。そこにはこんな条文があります。

第三一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

★★★

日本の死刑制度をめぐっては、その手続きは正しく行われているのか、死刑は残虐な刑罰ではないのか、ということがくり返し議論されています。

こうした条文からは、憲法が、国民を、ではなく、国家権力をこそ規制するものであることが読み取れます。

改憲を急ぐ安倍政権には、この憲法の何が桎梏になっているのでしょうか。